

平成28年第12回大月市農業委員会委員総会会議録

開催日時 平成28年12月22日(木) 午後3時30分から

開催場所 大月市民会館4階会議室

出席委員

会 長	1 番	宮 咲 寛也
委 員	2 番	西 村 恒男
	3 番	志 村 喜光
	4 番	平 井 美孝
	5 番	今 泉 治通
	7 番	蔦 木 正彦
	9 番	小 林 恒雄
	10番	小 俣 昭男
	11番	久 嶋 良元
	12番	古 田 政義
	13番	米 山 義一
	14番	渡 邊 克典
	15番	天 野 千明
	16番	小 宮 文男
	17番	和 田 廣行
	18番	小 林 良次
	19番	梶 原 勝
	20番	鈴 木 章司
	21番	金 井 信

欠 席	6 番	萩 原 剛
	8 番	小 宮 山 篤

1 互礼

2 開会

それではただいまから平成28年第12回大月市農業委員会委員総会を開催致します。

3 会長挨拶

皆さんこんにちは。本日は平成28年第12回大月市農業委員会委員総会を招集しましたところ、年末何かと忙しい中繰り合わせご出席を賜りまして厚く御礼を申し上げますところでございます。

さて、平成28年も数日を残し暮れようとしています。本年は農業委員会法が抜本的に改正され、4月1日より施行されました。農業を成長産業とし、それに沿って各々の措置が講じられており、措置においてもその流れが徐々に浸透し農業の形態が変わりつつあります。農業の従事者の高齢化は申すに及ばず、担い手や後継者不足は深刻なものがあります。そんな中であって農地利用の最適化を目指し、担い手への農地利用の集積、集約化等が急がれる中、限られた平地と多くの山間地を有する当市の農業を取り巻く環境は厳しいものがありますが、まだまだ高齢者の頑張りで維持していかねばならない現実もあります。

いよいよ寒い日が続きます。インフルエンザも大分流行っているようでございます。健康管理には十分配慮されますようご祈念申し上げます。

本日の案件は、農地法第3条案件が3件、農地法第5条案件が1件、耕作放棄地に係る第2条案件が1件、農振農用地利用集積化計画案の審議及び農用地利用配分計画案の意見聴取の件が1件、農業振興地域整備計画の変更計画案に対し意見を求める件1件であります。本総会がスムーズに進行されますようお願い申し上げまして挨拶と致します。よろしくお願い致します。

4 開会宣言

宮咲会長 本日は小宮山 篤委員、萩原 剛委員が欠席ですが、農業委員会等に関する法律第27条の3項による定数を満たしておりますので本総会の成立を宣告致します。

5 議長選出

事務局 大月市農業委員会会議規約に基づき議長を会長にお願いします。

6 議事録署名委員の指名

議長 21番 金井 信委員、2番 西村 恒男委員を指名する。

7 議案審議

議長 日程第7、これより議案審議を行います。議案第40号、農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を求める件。後記のとおり農地法第3条の規

定による農地等の権利の移転及び設定の許可申請があったので許可を求める。議案第40号番号1について担当委員の説明を求めます。小俣昭男委員お願い致します。

小俣委員 それでは説明を致します。

議案第40号番号1、土地、農地の所在、大字〇〇町〇〇字〇〇〇〇、地番××××の××、地目、登記簿田、現況が田にも使えますけれども畑です。農振区分、農振外、面積749㎡、権利種別、3条使用貸借、貸付人氏名、住所、●●●、大月市〇〇町〇〇××番地、申請事由、借受人の農業経営の拡大、借受人氏名、住所、●●●●●、甲府市〇〇町×××番地×7、経営面積10.1a、申請事由、農業経営の拡大。

次の頁をお開きください。斜線部分がありあますが斜線部分の左の方に道路があります。これが〇〇〇の●●●道路なのですが、斜線がない斜線部分から道路までの位置が貸す場所で斜線の位置が違ってきます。

この農地の状況ですけれども、先ほど申し上げましたように田んぼということですが、実際には畑になっていまして、時々作物を作るという程度でやっておりますが、完璧に農地となっております、作物を作らない時には耕運機で耕しています。多少の問題として借受人の方が甲府にいるということですが40kmほど離れたところで、現在はきゅうり、トマト、茄子等作っているわけですが、来年の3月●●●●になりまして、元々●●の方で〇〇に実家がありまして、そこに来まして本格的に農業をやりたいということで、現在もやっているし、今後もしできる条件が整うということで皆さんにご理解をよろしくお願い致します。以上でございます。

議長 担当委員の説明が終了致しました。小俣委員ご苦労様でした。ただいまの説明に対しまして質疑ございますか。ございましたら挙手をお願いしたいと思います。

(異議なしの声)

異議なしの声がありますので質疑を打ち切ります。許可に賛成の方は挙手願いたいと思います。はい、ありがとうございます。全会一致で許可と決定致します。

次に議案40号番号2について担当委員の説明を求めます。久嶋良元委員お願い致します。

けれども、そこは今タラの芽の栽培をしています。あれは根を活けておけばどんどん増えますから、それとブルーベリー、土手際にはイチジクと柿とキューイフルーツを植える予定だそうです。そういうことを聞いております。先生は子どもの頃からスポーツマンで20年間も甲府から通っている根性があるからこっちへ来たら、いい農業者になると私も期待しているところです。以上でございます。

議長 はい。ありがとうございました。担当委員の説明が終了しました。久嶋委員ご苦勞様でした。ただ今の説明に対し質疑がございましたら挙手の上、指名を受けてからの発言としていただきます。ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしの声がありますので質疑を打ち切ります。それでは許可に賛成の方は挙手願います。はい。ありがとうございました。全会一致で許可と決定致します。

次に議案第40号番号3について担当委員の説明を求めます。天野千明委員お願い致します。

天野委員 それでは説明します。

議案第40号番号3、土地、農地の所在大字〇〇町〇〇字〇〇〇、地番×××、地目、登記簿畑、現況畑、農振区分、農振外、面積805㎡、権利種別、3条有償移転、譲渡人氏名、住所、●●●●●●●●●●、東京都〇〇区〇〇〇〇×丁目××番××号、申請事由、譲受人の農業経営の拡大、譲受人氏名、住所、●●●●●、大月市〇〇町〇〇×××番地、経営面積、22.4a、申請事由、農業経営の拡大。

場所でございますが4頁でございます。この方は何回も出していたでいて、10月に競売に参加したいということで、この土地を競売で落札することができて、この斜線の部分の土地なんですが周りは既に●●●さんの土地なんですけど、●●●さんが既に買って耕作してまして、この間見に行った時に白菜とか掘り残しはあったんですけど大分きれいになりました。斜線の部分の土地ですが農地にするには大変な状態ですが、何人かでやればできるということなので、春暖かくなってから始めたいということ。以上です。

議長 担当委員の説明が終了しました。天野委員ご苦勞様でした。ただいま

の説明に対し質疑のある方は挙手を願いたいと思います。
ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしの声がありますので質疑を打ち切ります。許可してもよろしい方は挙手願います。はい。ありがとうございます。賛成多数ということで許可と決定致します。

議長 次に議案第41号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し意見を求める件。後記のとおり農地法第5条第1項の規定による転用の為の権利の移転、設定許可申請があったので意見を求める。

宮咲委員 私の担当ですから説明を申し上げます。議案第41号、番号1、土地、農地の所在、大字〇〇町〇〇〇字〇〇〇〇×××の×、地目、登記簿田、現況は荒地でございます。面積が316㎡。続きまして2筆目が〇〇町〇〇〇字〇〇〇〇、地番×××番、登記簿畑、現況荒地です。農振区分が農振外、面積が148㎡。3筆目が〇〇町〇〇〇字〇〇〇〇、地番×××番、登記簿畑、現況荒地です。農振区分が農振外、面積が350㎡。4筆目が〇〇町〇〇〇字〇〇〇〇×××番×、登記簿田、現況は荒地でございます。農振区分、農振外、面積211㎡、計田が2筆で527㎡、畑が2筆で498㎡、合計が4筆で1025㎡、権利所有権の移転、譲渡人氏名、住所、●●●●、山梨県都留市〇〇×××番地×、譲受人氏名、住所、株式会社●●●●、都留市〇〇×丁目×番×号、転用目的、資材置場、施設等、資材置場、転用理由、資材置場。一枚捲っていただきまして場所ですけども、ここは何度も出ている所でございます、国道にあります〇〇〇と〇〇〇に架かります●●●●、この国道に繋がる市道●●●●●線を下って行きますと東にあります。国道20号から北へ約90mのところでございます。周囲は●●●●●●●●の南東約150m、●●●●●●の南西にあり、住宅と農地に隣接している。なお、本申請地内の×××番×の西隣につきましては、太陽光発電施設を設置することになっておりまして、なんら問題がないと思っておりますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。なお、太陽光発電につきましては10月25日の総会において許可相当ということでとっておるところでございます。よろしくお願ひします。

議長 何かございますか。

志村委員 もう、農地はないってことですか。

宮咲委員 農地といっても作った形跡がないから完全に荒地かな。幾年も作ってない。

議 長 何かございますか。

久嶋委員 道は入っているんですか。

宮咲委員 道は市道からすぐ入れるようになっています。そういうことで、ここを資材置場にしたいということです。

薦木委員 先ほど太陽光うんぬんといっていたけど場所は。

宮咲委員 それはですね、今、ここにあります申請地×××番×のすぐ隣になります。まだ許可が下りないということですが、いずれにせよ太陽光発電がここに設置されるというふうなことでございまして、また、そこに違う業者の太陽光発電がでるということでございます。ほとんどここは埋まってまいるということでございます。

議 長 他に何かございますか。

(異議なしの声)

異議なしの声がありますので質疑を打ち切ります。許可をしてもよろしいという方は挙手願います。ありがとうございました。全会一致で許可と致します。

議 長 続きまして、議案第42号、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの件、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第42号についてご説明を申し上げます。お手元到大月市農業委員会会長宛てに大月市長より文書が入っております。ご覧いただきたいと存じます。これは平成28年度の農地利用状況調査を踏まえまして、山梨県から課税台帳地目が原野でありながら、且つ農振農用地外の農地

について非農地通知の対象になるか否かの判断を農業委員会に依頼する
ものでございます。

今回、ご審議いただきますのは、別紙様式のリストがございますが、
これが課税台帳、ここには農地基本台帳と記載しておりますが、課税
台帳、農地基本台帳上、原野になっている地目が45筆ございます。こ
の45筆につきまして現在調査した上で農地か非農地かの判断を農業委
員会総会に付議をするということで、まず、農水省で出されております
事務手続きについて、大月市長より農業委員会に依頼があった場合、農
業委員会は農業委員3名以上で現地の状況をパトロールして、その上で
判断し、農業委員会に報告して判断を得るということになっております。
今回、この45筆のうち32筆が西地区、笹子、初狩、真木地区に集中
しております。まずお願いしたいのは現地調査をするということですが
も、会長、職務代理、その他にこの土地が該当する地域の農業委員さん
にお願いしたいと考えております。これが事務局としての提案でござい
ます。よろしくご審議をお願い致します。

議 長 　　ただいま説明が終了致しました。この土地につきまして実際現地へ行
って原野かどうか判断をするというようなことですから、結構厳しいと
ころも中に見受けられると思います。平地のところもあれば山の中腹に
あるような所もあるような気がしますけど、これにつきまして、ただい
ま事務局から話がありましたとおり調査につきましては、3名というこ
とで会長と職務代理、後はこの当該地域の担当する農業委員さん1名
ということで3名、それに事務局の方からも出ていただいて現地調査を
するというところでどうでしょうか。

平井委員 　　誰か代表一人だけなの、会長と代理とあと。

議 長 　　あと、当該地域の農業委員。

平井委員 　　ということはトータルにすると5人も6人もなっちゃうてことだよな。

議 長 　　3名以上だから。

平井委員 　　職員を抜かせば笹子、初狩、大月と後、載っているところは賑岡。各
ひとりひとり来るの。

議 長 ということだね。担当地域のもので、そんなふうなことで進めさせていただきます。担当委員につきましては、担当地域の農業委員ということで調査員の構成につきましては…。

平井委員 事務局に任せればいい。住所の分からない人もいるので、誰がどこの担当というのは…。

議 長 担当が決まっているところは見れば分かりますよね。

平井委員 じゃあ、自分で見て、自分の担当が分かっている人だけ自分でいえば。

事 務 局 よろしいでしょうか。一応、私の方でリストアップしてお願いする予定になっている委員さは、調査は二日に分けて行いたいと思います。一日目が西地区で今泉委員、小林委員、渡辺委員、それに会長と職務代理。二日目の東地区ですが花咲、大月二丁目、御太刀二丁目、畑倉、宮谷、鳥沢、梁川地区になっております。其々平井委員、鈴木委員、米山委員、久嶋委員、小俣委員、梶原委員、それに会長と職務代理の二名をお願いしたいと考えております。また、追って通知をさせていただきますのでよろしくお願い致します。

今泉委員 一日かけて全員で回るわけですか。

事 務 局 全員の必要はないと思います。その辺をうまく分けて、時間を利用して。

今泉委員 担当する場所だけ行けば。

(そう、そうですの声多数あり)

平井委員 会長と代理が行けばいい。

議 長 一応担当の地域ですから、比較的近いところもありますけど山の上は大変なので、そういうところもかなりあると思われれます。初狩に多いのかな。それでは、ただいま事務局から説明したとおり、2日に分けて、一日目は笹子、初狩、真木。二日目につきましては大月から以東ということで、会長、代理は全地区を回ると致しても担当の農業委員がついて回るという

ようなことで対応したいと思います。よろしいですか。では、よろしくお願ひします。

久嶋委員 一日は概ねいつですか。

事務局 1月は行事が結構集中しておりまして調整をさせていただきますが、概ね後半になるかと。

久嶋委員 1月の後半ね。

事務局 はい。

議長 日程につきましては、1月の後半ということで、また連絡をするということになるかと思ひますけど、よろしくお願ひします。

それでは、次に議案第43号農用地利用集積化計画案の審議及び農用地利用配分計画案の意見聴取の件。農林業担当の説明を求めます。

農林業担当 市役所産業観光課農林業担当の知見です。よろしくお願ひ致します。農用地利用集積計画の審議及び農用地利用配分計画案の意見聴取ということですが、こちら内容的には農地中間管理機構を通じた貸し借りが内容になっております。資料としましてカラー刷りの印刷物とホッチキス留めされた大きい紙が付いたこちらの資料になります。まず、農地中間管理事業委につきましてですが平成26年に制度ができて、山梨県においては山梨県農地中間管理機構を通じた農地の貸し借りを行うことになっております。

農地中間管理機構の貸し借りですが、まず地権者の方が中間管理機構の方に土地を貸し付けまして、その後中間管理機構が借り受けをする耕作者の方に貸付けを行う制度となっております。中間管理機構を通じた貸し借りの内容ですが、こちらの利用権という権利が設定されることとなります。こちら普通の農地法の貸し借りとの違いですが、市とか県が仲立ちを行いますので貸す方と借りる方がお互い直接やり取りはしませんとか書類の作成も市町村が主に行いますので、手続き的に負担にならないというところがあります。また、中間管理機構の貸し借りが終了した場合には契約は自動的に終了するということとなりますので、農地が戻ってこないというところも農地法の貸し借りとは異なった特色となっております。また、貸主にはある一定以上貸付けした場合には補助制度もあるといったよう

所有できる農地所有適格法人ではないですけど農地の貸し借りについては一般の法人でもできるということになってまして、営農計画は後の方に資料を付けてあります。一般的な野菜を栽培するほかにハーブですとかウコンですとか桃とか計画してまして観光客を呼んで観光農園を行ったりですとか玉葱を石井食品の方に卸したり、そういった事業を拡大する。こちら、現状写真で分かるかどうかですけども耕作放棄地、ほとんどが荒地になっているんですけども中間管理機構で県の補助金がありまして、こちらが10aで20万円補助がでるんですけども、そちらの方を利用して農地の再生を行って、耕作放棄地の解消と地元の活性化ということで計画しております。以上2点についてご審議をよろしくお願い致します。

議長

それでは、ただいま農林業担当の知見さんから説明がございました。1件目が猿橋の久保地区の農地中間管理機構を通した●●●●●●への貸付と、もう一つは〇〇地区の●●●●への貸付けるということで無償というふうなことでございますけれども、ここは造成といいますかコバを作らなければならないということだそうですねですけども、説明のとおり進められております。このまま承認してもよろしゅうございますか。何かございますか。

(異議なしの声)

異議なしの声がありますので質疑を打ち切り、本案に賛成の方は挙手願いたいと思います。はい。ありがとうございます。それでは、本案は承認と決定致します。

続きまして、議案第44号農業振興地域整備計画の変更計画案に対し異見を求める件。農林業担当の小俣さんより説明をお願い致します。

農林業担当

産業観光課農林業担当の小俣と申します。よろしくお願致します。資料を2部お配りしてあると思うんですけど、大月市の全地図が載っているこちらの資料ともう1枚は真ん中の上の方にNO1と1と書いてある個別案件の地図だけが綴じてある資料があると思います。こちらの2除外種類の資料を使って説明させていただきます。

まず農業振興地域について簡単に説明をさせていただきます。農業振興地域とは市町村の計画により農業をする地域であり、大月市は土地開発区域や山林以外の地区に農業振興地域を設定しております。農業振興地域とは大月市の全体地図でいうと青い線で囲まれている部分になります。この

県と協議が終了後、決定となりますが、その後、これらの案件につきましては、農業委員会に転用申請をしていただくことになっておりますので、よろしくお願い致します。説明は以上で終わります。ありがとうございました。

議長 ただいま農林業担当の小俣さんの方から農振の適用除外申請の随時見直しの申請について説明がございました。この件につきまして何か質疑ございますか。

小宮委員 1件教えてください。1の1のところなんです、進入路がないということで、これは道にして使っているんだが、登記がしてないんですか。

農林業担当 はい。

小宮委員 分かりました。

議長 他に何かございますか。

(異議なしの声)

異議なしの声がありますので、本案について賛成の方は挙手をお願い致します。どうもありがとうございました。全会一致で承認と決定致します。

9 閉会

議長 それでは本日の全日程が終了致しました。職務代理より閉会宣告をお願いします。

職務代理 それでは、この後忘年会も予定されています。これで平成28年度第12回大月市農業委員会委員総会を閉会とします。どうもご苦労様でございました。

10	閉会時刻	同	日	午後	15時	30分
11	解散時刻	同	日	午後	17時	10分